

特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和2年4月1日更新版)

ページ欄の()内は旧ページ

| 変更箇所 | | 旧 | 新 |
|-------|--------------------------|--|---|
| ページ | 項目 | | |
| 全般 | | 平成 | 令和 |
| 3 | 本書で登場するNPO法人の設定条件について | <その他の事業> 1) 駐車場運営事業 | (<その他の事業> 1) 駐車場運営事業) |
| 5 | 特定非営利活動法人(NPO法人) 設立相談等窓口 | 平成31年1月1日現在 | 令和2年4月1日現在 |
| 5 | 特定非営利活動法人(NPO法人) 設立相談等窓口 | 本庄市、美里町、神川町、上里町 (※注) | 美里町、神川町、上里町、 <u>県内二以上の市町村に事務所を置き主たる事務所を本庄市に置く法人</u> |
| 6 | 特定非営利活動法人(NPO法人) 設立相談等窓口 | 加須市 市民協働推進課(加須市役所本庁舎3階) 〒347-8501 加須市三俣2-1-1 TEL 0480(62)1111 (内)346・347 FAX 0480(62)5981 | 加須市 市民協働推進課(加須市役所本庁舎3階) 〒347-8501 加須市三俣2-1-1 TEL 0480(62)1111 (内)347・349 FAX 0480(62)5981 |
| 6 | 特定非営利活動法人(NPO法人) 設立相談等窓口 | 新規 | 本庄市 市民活動推進課(本庄市役所本庁舎3階) 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 TEL 0495(25)1118 FAX 0495(22)0602 |
| 6 | 特定非営利活動法人(NPO法人) 設立相談等窓口 | 新規 | 本庄市のみ に 事務所を置く法人 |
| 6 | 特定非営利活動法人(NPO法人) 設立相談等窓口 | 志木市 市民活動推進課(志木市役所本庁舎5階) 〒353-0002 志木市中宗岡1-1-1 TEL 048(473)1111 (内)2145 FAX 048(474)7009 | 志木市 市民活動推進課(志木市役所第2庁舎1階) 〒353-0002 志木市中宗岡1-1-1 TEL 048(473)1111 (内)2145 FAX 048(474)7009 |
| 6 | 特定非営利活動法人(NPO法人) 設立相談等窓口 | ※注:平成31年4月1日から「本庄市のみ に 事務所を置く法人」については本庄市市民活動推進課(電話0495(25)1118)が担当機関となります。また、「県内二以上の市町村に事務所を置き主たる事務所を本庄市に置く法人」については北部地域振興センター本庄事務所が担当機関となります。 | 削除 |
| 17 | (3) 役員の数とその資格要件 | NPO法第20条において、成年被後見人又は被保佐人、破産者で復権を得ないもの、暴力団の構成員などの欠格事由を役員に対して求めています。 | NPO法第20条において、 <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団の構成員、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者</u> などの欠格事由を役員に対して求めています。 |
| 24 | V まとめ—法人の設立・運営の要件— | 15 役員は、成年被後見人又は被保佐人など、法第20条に規定する欠格事由に該当していないこと | 15 <u>役員は、法第20条に規定する欠格事由に該当していないこと</u> |
| 48、87 | 就任承諾及び誓約書の謄本(コピー) | 一 成年被後見人又は被保佐人 二 破産者で復権を得ないもの 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 四 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合 ・ 刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合 ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合 五 暴力団の構成員等(暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。))又は暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者 六 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者 | 一 <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合 ・ 刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合 ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合 四 暴力団の構成員等(暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。))又は暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者 六 <u>心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</u> |
| 64 | 1 県税事務所・市町村役場への届出手続 | * 税務署で事業活動が収益事業と判定された場合、県税事務所 で 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告が必要となります。 | * 税務署で事業活動が収益事業と判定された場合、県税事務所 で 法人県民税・法人事業税・ <u>特別法人事業税</u> の申告が必要となります。 |
| 77 | 計算書類の注記 | 新規 | ●記載例10Aを基に作成しています。 |

| 変更箇所 | | 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------------------------------|---|---|---------|------|------|------|-------|-----------|---------|---------|---------|--|----|------|------|------|------|-------|---------|---------|---------|---------|-------|-----------|---------|---------|---------|
| ページ | 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 78 | 7. 借入金を増減内訳 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>期首残高</th> <th>当期借入</th> <th>当期返済</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員借入金</td> <td>1,000,000</td> <td>400,000</td> <td>768,000</td> <td>632,000</td> </tr> </tbody> </table> | 科目 | 期首残高 | 当期借入 | 当期返済 | 期末残高 | 役員借入金 | 1,000,000 | 400,000 | 768,000 | 632,000 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>期首残高</th> <th>当期借入</th> <th>当期返済</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td>600,000</td> <td>100,000</td> <td>300,000</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>役員借入金</td> <td>1,000,000</td> <td>400,000</td> <td>768,000</td> <td>632,000</td> </tr> </tbody> </table> | 科目 | 期首残高 | 当期借入 | 当期返済 | 期末残高 | 短期借入金 | 600,000 | 100,000 | 300,000 | 400,000 | 役員借入金 | 1,000,000 | 400,000 | 768,000 | 632,000 |
| 科目 | 期首残高 | 当期借入 | 当期返済 | 期末残高 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員借入金 | 1,000,000 | 400,000 | 768,000 | 632,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科目 | 期首残高 | 当期借入 | 当期返済 | 期末残高 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短期借入金 | 600,000 | 100,000 | 300,000 | 400,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員借入金 | 1,000,000 | 400,000 | 768,000 | 632,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 79 | 貸借対照表 | 新規 | ●記載例10Aを基に作成しています。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 79 | 貸借対照表 | 未払金(源泉税等) | 預り金(源泉税) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 80 | 財産目録 | 新規 | ●記載例10Aを基に作成しています。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 81 | 年間役員名簿 (前事業年度に役員であった者の名簿) | 就任期間 | 就任期間*③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 81 | 年間役員名簿 (前事業年度に役員であった者の名簿) | 加(力) 藤(トウ) ○ ○ 群馬県○○市○○町○○番地 平成○○年4月1日～平成○○年3月31日 | 加(力) 藤(トウ) ○ ○ 群馬県○○市○○町○○番地 令和○○年6月1日～令和○○年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 81 | 年間役員名簿 (前事業年度に役員であった者の名簿) | 新規 | ← * ② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 83 | (3)留意点 | ③ 法務局に登録してある代表権を有する理事に変更等があった場合は、法務局において理事の変更登記が必要となります(94ページ参照)。また、法人届出印の印鑑提出者である理事の変更があるときは、印鑑届の手续が必要となります。 | ③ 法務局に登録してある代表権を有する理事に変更等があった場合(再任も含む)は、法務局において理事の変更登記が必要となります(94ページ参照)。また、法人届出印の印鑑提出者である理事の変更があるときは、印鑑届の手续が必要となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 94 | ■変更登記が必要な例 | <ul style="list-style-type: none"> ●代表権を有する理事Aが辞職して代表権を有する理事Bが就任したとき → 上記表中④に関する事項の変更登記 ●代表権を有する理事Aが秩父市から草加市へ引っ越したとき → 上記表中④に関する事項の変更登記 ●事務所が移転したとき → 上記表中③に関する事項の変更登記 ●新たにその他の事業を行うことになったとき → 上記表中①に関する事項の変更登記 | <ul style="list-style-type: none"> ●代表権を有する理事が再任となったとき → 上記表中④に関する事項の変更登記 ●代表権を有する理事Aが辞職して代表権を有する理事Bが就任したとき → 上記表中④に関する事項の変更登記 ●代表権を有する理事Aが秩父市から草加市へ引っ越したとき → 上記表中④に関する事項の変更登記 ●事務所が移転したとき → 上記表中③に関する事項の変更登記 ●新たにその他の事業を行うことになったとき → 上記表中①に関する事項の変更登記 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 96 | 1 特定非営利活動法人と税制 | ・国税 法人税 地方法人税 地方法人特別税 | ・国税 法人税 地方法人税 特別法人事業税 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 98 | (2)法人税法上の収益事業を行った場合の課税 | 地方法人特別税 | 特別法人事業税 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 101 | (5)収益事業を行っている場合の法人税等の確定申告と納付 | 6)地方法人特別税(国税) | 6)特別法人事業税(国税) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 101 | (5)収益事業を行っている場合の法人税等の確定申告と納付 | (法人県民税)(法人事業税)(地方法人特別税) | (法人県民税)(法人事業税)(特別法人事業税) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 113 | 3) 残余財産の引渡し | ① 定款に残余財産の帰属先が特に定められていない場合には、清算人は所轄庁の認証を経て、残余財産を国や地方公共団体に譲渡することとなります。 | ① 定款に、 <u>残余財産の帰属先の選定方法</u> や、残余財産の帰属先が特に定められていない場合には、清算人は所轄庁の認証を経て、残余財産を国や地方公共団体に譲渡することとなります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 変更箇所 | | 旧 | 新 |
|------|------------------|---|--|
| ページ | 項目 | | |
| 137 | 特定非営利活動促進法 | <p>(役員の欠格事由)</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>五 暴力団の構成員等</p> <p>六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者</p> | <p>(役員の欠格事由)</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>四 暴力団の構成員等</p> <p>五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者</p> <p>六 <u>心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</u></p> |
| 143 | 特定非営利活動促進法 | <p>(意見聴取)</p> <p>第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。</p> | <p>(意見聴取)</p> <p>第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。</p> |
| 143 | 特定非営利活動促進法 | <p>(所轄庁への意見)</p> <p>第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足る相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるができる。</p> | <p>(所轄庁への意見)</p> <p>第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足る相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。</p> |
| 169 | 県内労働基準監督署所在地等一覧 | 川越市豊田本277-3 (川越合同庁舎) | 川越市豊田本1-19-8 (川越合同庁舎) |
| 172 | ■参考② 法人情報の変更について | <input type="checkbox"/> 主たる又はその他の事務所の所在地(定款の変更を伴わないもの) 変更後 変更前 | <input type="checkbox"/> 主たる又はその他の事務所の所在地(定款の変更を伴わないもの) 変更前 変更後 |
| 172 | ■参考② 法人情報の変更について | <input type="checkbox"/> 電話番号 変更後 変更前 | <input type="checkbox"/> 電話番号 変更前 変更後 |
| 172 | ■参考② 法人情報の変更について | <input type="checkbox"/> 代表者 新任 前任 | <input type="checkbox"/> 代表者 前任 新任 |
| 172 | ■参考② 法人情報の変更について | <input type="checkbox"/> 代表者 氏名(ふりがな) 変更年月日 | <input type="checkbox"/> 代表者 変更年月日 氏名(ふりがな) |
| | | 2019(平成31)年1月1日更新 | 2020(令和2)年4月1日更新 |
| 裏表紙 | | 定価540円 | 定価550円 |